

事務事業のあり方に関する点検の手引き

はじめに

価値観が極めて多様化かつ複雑化する現代にあつて、地域が抱える課題を市長や行政委員会等の三田市の行政機関（以下「市役所」という。）がすべてを解決するのは不可能である。地域の課題解決のためには、市民や市民活動団体、民間事業者（以下「市民等」という。）が主体となって活動し、あるいはこれらと市役所が協働することが最も適切である場合もある。

国にあつても、民間事業者への規制緩和を一層拡大するとともに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）において市民等の経営能力等を活用する新たな枠組みの整備がなされたほか、地方自治法の改正による指定管理者制度が導入、更には、特定非営利活動促進法等のNPO活動促進のための法整備などが行われた。

また、第3次総合計画等においては、多様化、複雑化する課題の解決のために、市民・事業者・NPO等と行政の協働が不可欠であり、公共サービスの提供は、民間事業者やNPO等の多様な主体により推進することを明らかにしている。

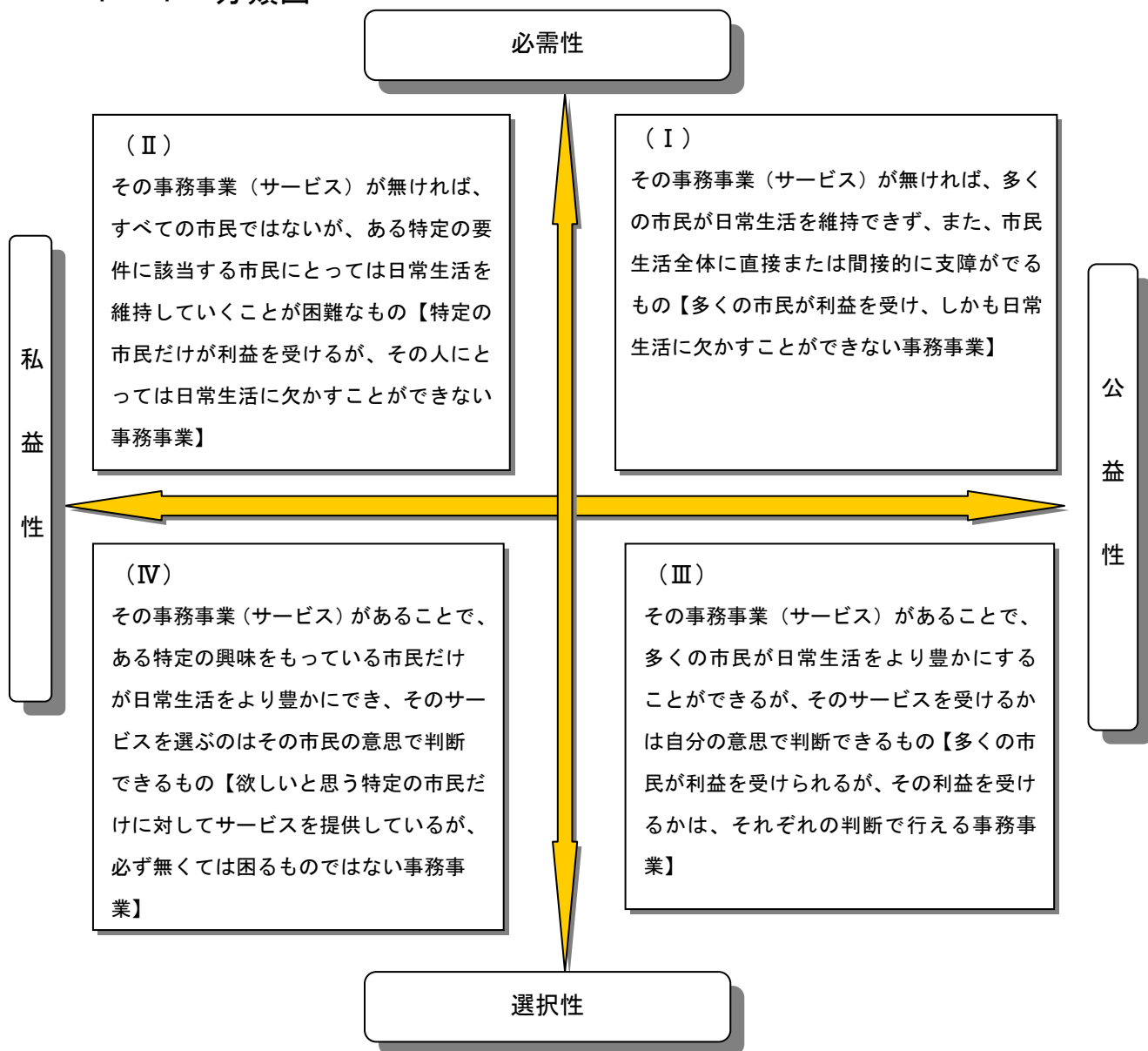
このような状況において、これまで市役所が担ってきたサービス分野における守備範囲とその提供方法（又は実施主体）の見直しという2つの視点で事務事業を見直すための統一的な基準を策定する必要がある。

この手引きは、この2つの視点にたつて見直しが図れるよう、全ての事務事業を役割分担に基づいて分類する「事務事業分類基準」（NO. 4）と、この分類基準に沿った民間委託や民営化を検討する際の「民間活力導入基準（指針）」（NO. 8）をまとめたものである。

今後、行政計画の策定や予算の編成等においては、この手引きにより事務事業の領域を明らかにするとともに、それぞれの事務事業の実施方法を見直すこととする。

1 事務事業分類基準

1-1 分類図



全ての事務事業は、この分類図によって分類する。ここで言う「事務事業」とは、予算上の事務事業（※予算事業の細事業）を基本とするが、これらを含むより大きな事業（※予算の事業又はそれより大きな単位での事業）や、1つの単位として区分できる個々の事業（※細事業を行う個々の業務）も必要に応じて検討の対象とする。

また、事務事業は、社会・経済等の情勢などによって、該当する領域は

変動する可能性がある。特に、開始時から長い年月が経っている場合は、開始当時その事務事業が必要とされた社会的背景そのものが大きく変化している場合もある。そこで、事務事業の検討に当たっては、次のことに留意することとする。

(ア) 現時点において、日常生活を行う上での基礎的な生活必要度、つまり、「必要不可欠なもの（必需）」であるか、「必要不可欠ではないが欲求の対象となるもの（選択）」であるかについて検討する必要がある。これが分類図における評価軸「必需性－選択性」に相当する部分である。

(イ) 一方で、これら事務事業の実施による市民の受益といった観点から、その利益を得る人が多数になるのか、より公共の利益に関わるものなのか、また、特定の個人や団体にのみに利益が及ぶものなのかを「公益性－私益性」の評価軸で検討する。

これらの軸がクロスしてできる4つの領域に各事務事業を当てはめることにより、今後行政が担うべき守備範囲を見直していこうとするものである。

1－2 事務事業の一例

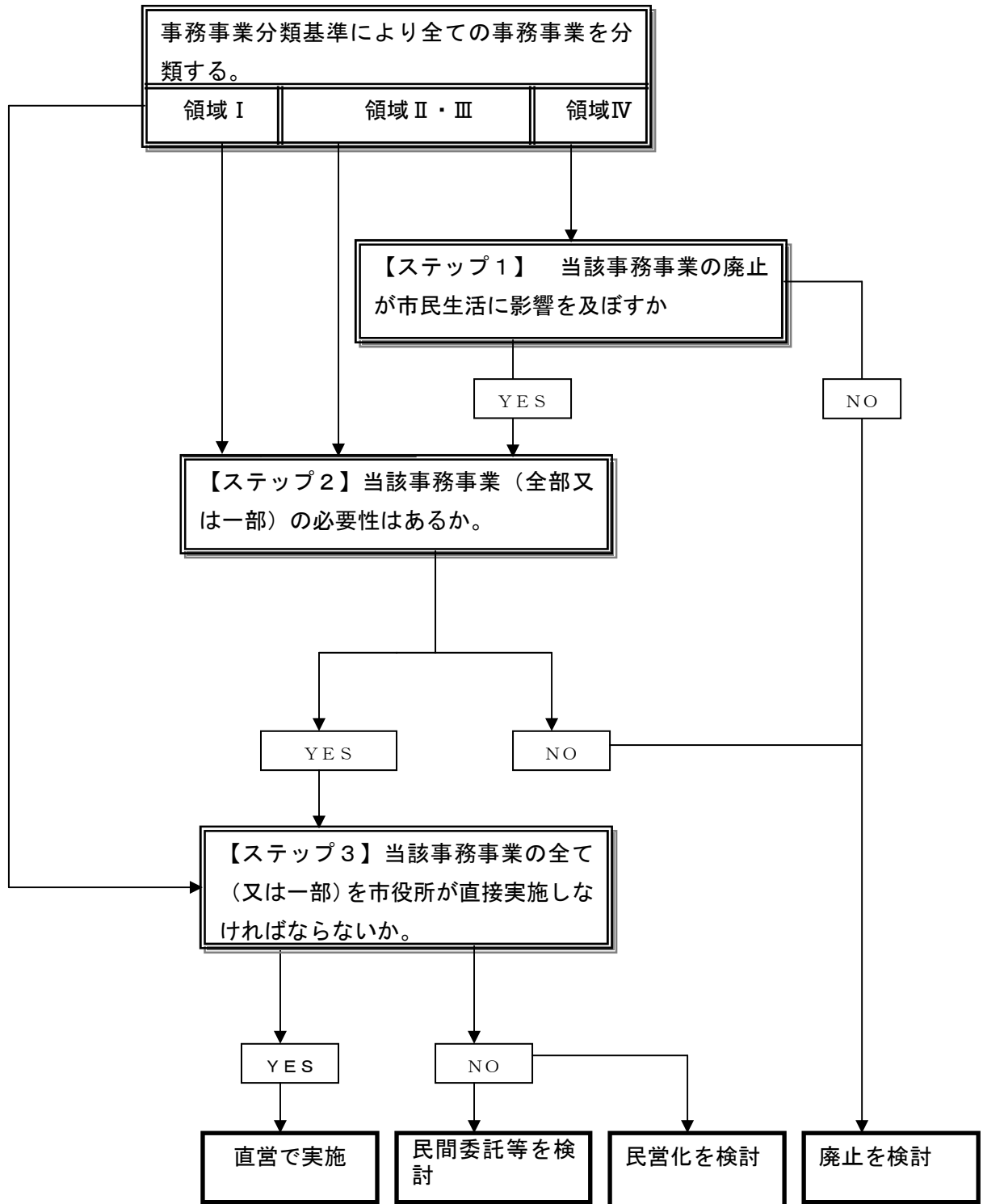
| 分類 | 事務事業の例 |
|-----|--|
| 領域Ⅰ | 義務教育、消防、市道、ごみ焼却、住民登録、火葬場 など |
| 領域Ⅱ | 公営住宅、幼稚園・保育園 など |
| 領域Ⅲ | 文化ホール、市民会館、スポーツ施設、博物館、公民館、図書館、市の施策目的に沿った普及・啓発講座 など |
| 領域Ⅳ | 趣味娯楽等の個人的関心に関わるサービス、フィットネス施設 など |

(注) 同一、同種の事業であっても市によって異なる領域に分類されている

2 民間活力活用基準

2-1 フロー図

※原則として予算事業の細事業単位で検討



2-2 各ステップの検討基準

(1) 基本的事項

- ・ 市役所の関与は必要最低限であること。
- ・ サービスの受け手である市民等の立場から客観的に判断すること。
- ・ 原則として、事務事業を予算事業の細事業として検討を行うこと。

(2) ステップ1【当該事務事業の廃止が市民生活に影響を及ぼすか】

- ・ 事務事業すべてを廃止することを想定（一部の廃止はステップ2で検討する）
- ・ 市民生活に明らかな影響がある場合のみYESへ進む。（この場合、具体的な影響の範囲や数値等を明確にする必要がある）
- ・ 上記以外の場合は、NOへ進み、廃止を検討する。

(3) ステップ2【当該事務事業（全部又は一部）の必要性はあるか】

- ・ 事務事業全部と一部の2つのパターンを検討する。
- ・ 事務事業の一部でも必要性がない場合は、その部分のみNOへ進み、廃止を検討する。
- ・ 上記以外の必要性がある部分のみステップ3へ進む。
- ・ 事務事業の必要性は、対象となる市民の範囲、市民の満足度等を考慮して判断する必要がある。（数値等による）

(4) ステップ3【当該事務事業の全て（又は一部）を市役所が直接実施しなければならないか】

- ・ 事務事業全部と一部の2つのパターンを検討する。
- ・ 直営でないと実施できない事務事業のみ（一部の場合はその部分のみ）YESに進み直営で実施する。
- ・ 上記は、法令上の制約がある場合などに限り、それ以外の場合は、NOに進み、民間委託等、民営化を検討する。
- ・ 民間委託等を検討する事務事業は、民間への委託、市民活動団体への委託、アドプト制度、指定管理者制度、PFI等の具体的な手法を事務事業の内容により検討を行う。

2-3 各手法の内容

(1) 民営化

ア 定義

市役所が行うサービス提供業務のうち、公共サービスにおける市役所と民間との役割分担の観点から、民間が主体となってサービス

の提供を行う方が望ましいものについて、その業務の全部又は一部に関して、その事務事業の執行を全面的に民間が担うことをいう。

イ 選定の視点

- a 市民のニーズが大きく、事業の採算性が高いこと。
- b 同一のサービスを提供する民間の事業主体が多いこと。
- c 受益者負担を求めることができること。
- d 民営化に当たって法令上の制約がないもの。

ウ 留意点

- a 民営化した場合と直営の場合との事前の比較検証
- b 相手方の業務遂行能力や執行体制などの適格性について十分検討する。

(2) 事業の廃止

ア 定義

市役所が行っている事務事業の執行を取り止めることをいう。

イ 選定の視点

- ・事務事業開始時と比較して現在ではその意義を失ってしまっており、継続する必要性がないもの。
- ・廃止しても法令に違反しないこと。

ウ 留意点

- ・蓄積したノウハウ等を可能な限り保有しておくこと。
- ・当該事務事業を廃止することにより、市民生活に対する影響がどのように出るのか十分に調査・検討すること。

(3) 民間委託等

A 事業者・市民活動団体等への委託等

ア 定義

市役所の責任のもとで、本来市役所が行っている業務のプロセスを民間事業者等に委ねることで、その目的を達成することをいう。

イ 選定の視点

次のいずれかに該当するものは、委託による効率的、効果的な業務執行が図られる可能性が高いため、特に重点的に委託を検討する。

- a 委託によるコスト削減の可能性の高いもの。
 - ・民間の専門的な知識、技術、設備等を要する業務
 - ・定型的な業務
 - ・臨時的な業務
 - ・同種業務を行っている民間の事業主体が多い業務
- b 委託により業務の質の向上の可能性が高いもの。

- ・ 民間の専門的な知識、技術、設備等の活用ができる業務
- ・ 民間の自主性の発揮により、弾力的、効果的な運営が期待できる業務

ウ 留意点

- a 次の各点について検討する。
 - ・ 委託により市民サービスが低下しないか。
 - ・ 法令に適合しているか。
 - ・ 将来的にも安定的に業務の遂行が可能で、かつ経費の削減となるか。
 - ・ 責任の所在は明確か。
 - ・ 個人情報等に関して情報管理が確実に行われるか。
 - ・ 緊急時の対応は可能か。
- b 委託等の目的を明確にする。
- c 直営の場合と委託等の場合との事前の比較検証
- d 定期的に委託効果等について検討する。
- e 市民活動団体に委託等をする場合は、採算性が低い部門でも事業領域が存在するとともに、市民参加意識の高揚なども期待できることから、当該団体の能力や自主性等に配慮しつつ積極的に委託先として検討すること（アドプト制度（注1）など）。
- f 公の施設にあっては、指定管理者制度（注2）（地方自治法第244条の2）の導入を検討すること。

（注1） アドプト制度

アドプトとは道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業等（「参加団体」という。）が「里親」となり、「養子」となった施設の一部（区域等）を責任を持って保守管理をしていく制度をいう。この養子縁組を確認する意味で参加団体は、行政（公共施設管理者）と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上でボランティア活動を行う。

（注2） 指定管理者制度

平成15年に地方自治法の改正により導入された制度。公の施設の管理に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度をいう。指定管理者の範囲には、特に制約がなく、民間事業者、社会福祉法人などの公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）及び法人格を持たない団体に対しても管理を行わせることができることとなった。また、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができるほか、利用の許可等、従来は民間企業が行うことができなかった行政の権限までも行わせることができる。

B PFI

ア 定義

公共施設の建設あるいは修復、維持管理、運営を民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法をいう。

イ 選定の視点

a 基本適性

- ・資産形成において民間の創意工夫の発揮余地があるか。
 - ・サービスの需要が安定的、継続的に確保可能か。
 - ・民間に任せられる部分があるか。現実的に可能か。
 - ・民間に任せる部分のサービス水準を明確にでき、そのためのサービス発注が可能か。
 - ・民間にノウハウがあるか。
 - ・競争性を確保できるか。
 - ・事業実施のための資金調達が可能か。
- b 制度的障害の有無・程度
- ・民間事業者が事業主体になれるか。
 - ・P F I と従来方式を比較して、資金調達上の著しいデメリットがないか。
- c 効果の大きさ
- ・財政的メリットがあるか。
 - ・民間ノウハウの活用がサービスの質の向上に結びつくか。
- ウ 留意点

P F I の手法は、「民間ノウハウによる創意工夫」「競争性の確保」「リスクの明確化と適正なリスク移転」などの要件を備えることで、良質で低廉な公共サービスの実現が達成できるなどメリットも大きい。しかし、仕様や契約等のあり方によってはサービスの質の担保に問題が生ずるおそれがある。取り組みに当たっては利用者の視点に立って、サービスの質を確保できる仕様や契約等を策定できるか、充分留意する必要がある。